

京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年9月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第30号

京都市生活保護法等施行細則の一部を改正する規則

京都市生活保護法等施行細則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則」に改める。

第2条第3項中「附則第4条第1項に規定する支援給付」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等支援法第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付」を、「いう。）」の右に「及び中国残留邦人等支援法第15条第1項に規定する配偶者支援金（改正法附則第3条第1項に規定する配偶者支援金を含む。以下「配偶者支援金」という。）の支給」を加える。

第15条中「，支援給付」を「支援給付について，第6条及び前条の規定は配偶者支援金の支給」に改める。

附 則

この規則は，平成26年10月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)